

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和4年度 第2回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和5年2月2日（木） 開始時刻 18時 00分 終了時刻 19時 00分
開催場所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出席者	会長：久委員、副会長：若井委員 委員：大下委員、堀家委員、皆川委員
欠席者	柳原委員
案件名	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 （仮称）ラ・ムー枚方養父店 (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 （仮称）コーナン PRO 枚方大峰店
提出された資料等の名称	資料1 届出概要：（仮称）ラ・ムー枚方養父店（新規） 資料2 届出概要：（仮称）コーナン PRO 枚方大峰店（新規） 資料3 大規模小売店舗等立地検討委員会意見及び住民意見等 について 参考資料1 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する 取り扱い要領
決定事項	審議案件について、「意見なし」の答申を行うことを決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	6人
所管部署 （事務局）	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

- 久会長 定刻になりましたので枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。
- 本日はお忙しい中、「令和4年度第2回枚方市大規模小売店舗立地審議会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
- まず、委員の出席状況及び本日の進め方等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 本日は委員6名のうち5名の方にご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。
- なお、本日は、本市が大規模小売店舗立地法に関して技術的評価等を委託している株式会社建設技術研究所を同席させておりますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。
- また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。
- 続きまして、資料のご確認をお願い申し上げます。
- 本日の資料は、タブレットにてご用意しております。
- 資料は次第に記載のとおり、
- 資料1 ラ・ムー枚方養父店の届出概要
- 資料2 コーナン PRO 枚方大峰店の届出概要
- 資料3 枚方市及び住民の意見等について
- 参考資料1 当審議会の傍聴に関する取り扱い要領でございます。
- また、本日はスクリーンを用意しておりますので、資料につきましてはタブレットの他、スクリーンでもご覧いただけるよう準備しておりますので、よろしく願いいたします。
- 久会長 ありがとうございます。
- 本審議会の傍聴希望者はおられますか。
- 事務局 はい。本日の傍聴希望者は 6名です。
- 久会長 傍聴希望者の方を、会議室に入室させていただきますようお願いいたします。

(傍聴者入室)

○久会長	<p>それでは案件の（１）「ラ・ムー一枚方養父店」について、事務局より説明を求めます。</p>
○事務局	<p>それでは、審議案件となります「ラ・ムー一枚方養父店」の説明を行います。資料を投影いたしますのでお待ちください。</p> <p>はじめに、広域図をお示しします。</p> <p>計画地は養父東町となり、京阪本線の牧野駅から北東へ約１キロメートル離れた位置にあります。</p> <p>次に、設置者及び施設等の概要です。</p> <p>上の表の３段目から店舗面積は1,330㎡、設置者及び小売業者は大黒天物産株式会社となります。</p> <p>届出日は、令和４年６月２１日で、新設予定日は令和５年２月２２日となっております。</p> <p>次に、届出書の縦覧期間、住民等意見書です。</p> <p>本届出につきましては、令和４年６月２１日に届出を受理後、令和４年７月１３日から令和４年１１月１４日まで届出書を縦覧したところ、意見書の提出が１件ございました。</p> <p>意見の内容は、設置者に対する生活環境に係るものではなく、行政に対する説明会の開催場所の調整不足等を指摘したもので、提出者とは調整済みとなっております。</p> <p>また、住民への説明会については、令和４年８月５日に実施しており、地元住民・自治会・校区コミュニティなどの幅広い関係者から６名の参加がありました。</p> <p>説明会での主な質問事項としては、騒音の対策や、防犯・防災に関することのほか、「計画地の周辺に市立第三中学校や牧野高校があるため、歩行者や自転車等へ配慮するように」との内容であり、説明会後も事業者側で追加の回答・対応を行ったところです。</p> <p>次のページは計画地周辺の見取り図となります。用途地域は市街化調整区域に指定されており、周辺は第二種低層住居専用地域に指定されています。</p> <p>店舗の周辺には、北西側に市立第三中学校、東側に住居の建築予定地と府立牧野高等学校、南側に飲食店や小売店舗、南西側に介護老人保健施設がそれぞれ立地しています。</p> <p>次に店舗の建物配置図についてご説明いたします。</p> <p>店舗は、道路から一番奥側に配置しており、駐車場については、店舗の入口付近を来客者駐車場としております。駐車台数については、収容台数４４台を確保しております。</p> <p>駐輪場についても店舗の入口付近に２か所あり、１５台と２３台を収容できます。</p>

また、店舗の西側には、荷さばき施設と廃棄物保管施設があります。出入口は2箇所あり、来客車両については、入口と出口がそれぞれ1ヶ所ずつとなります。

次に施設の運営方法と配置についてです。

小売業者の開閉店時刻と駐車場の利用可能時間については、24時間営業の店舗のため、午前0時から翌午前0時までとなります。

荷さばき施設の使用時間帯は夜間帯を除いた午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場は必要収容台数44台に対して小売店舗用44台を確保し、駐輪場については必要駐輪台数38台に対して小売店舗用38台を確保しています。

荷さばき施設は45㎡を確保しており、廃棄物等保管施設については必要保管容量6.24㎡に対して、7.5㎡を確保しています。

次のスライドは、指針に基づいて必要駐車台数を算出したものであり、大店法上必要な駐車台数44台に対し、店舗側で44台の駐車台数を確保しており、必要駐車台数を満たします。

次に来退店経路と交差点処理能力について説明します。来退店経路については、図のとおりとなっております。

交差点処理能力については、令和4年2月に平日と休日の2日間、前面道路の2つの交差点で交通実態調査を実施し、現況の交差点飽和度を確認しました。

また、将来交通量は、現況の交通量調査結果を将来一般交通量とし、将来一般交通量と方向別発生集中交通量を加算して予測いたしました。その結果、交差点飽和度は0.9を下回り、交通流動に影響を及ぼすものではないと考えられます。

次に交通面に対する対策についてです。

1つ目の□の駐車場・駐輪場については、ともに必要台数を確保しています。

2つ目の□の歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮事項としては、駐車場出入口に一時停止の路面表示を行う他、繁忙時等においては、駐車場出入口に交通整理員を配置し、歩行者の安全確保と車両の円滑な誘導を行います。

3つ目の□の来店車両の経路設定に関する配慮事項としては、入口及び出口を示す看板により誘導を行うなどの対策を行います。また、本施設については、全て左折入庫・左折出庫となっております。

次に、騒音についてですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、駐車場の利用時間や設備機器の稼働時間帯は午前0時から翌午前0時までになっており、荷さばき時間及び廃棄物収集作業時間は午前6時から午後9時までとなっております。

騒音の種別については、設備機器等の定常騒音、荷さばき作業関連の変動騒音・衝撃騒音、廃棄物収集作業関連の変動騒音・衝撃騒音、自動車走行関連の変動騒音・衝撃騒音が表のとおりとなっております。

騒音発生源の位置については、図のとおりです。

等価騒音レベル及び夜間最大値レベルの予測地点は、店舗の周辺に近接し、騒音の影響を受けやすい住居等を対象としており、施設の北東側から時計回りでB・P2・C・P3・D・E'・F・AF'の地点を大店法上の生活環境に影響がある予測地点としております。

なお、店舗北側のA地点及び店舗南側のE地点については、それぞれ第三中学校のグラウンドと飲食店であるため、将来的に住居環境が立地する可能性の観点から参考値として予測値の報告を受けております。北東のB'地点についても、より店舗に近いB地点において既に住居環境が確認されたことから参考値として報告を受けております。

最後にF地点については、田畑の市街化調整区域であり、現時点で開発の計画や農地転用は行われておりませんが、周辺の立地環境から、将来的に施設が計画された場合、静穏を要する福祉関係施設等が建つ可能性があることを考慮し、生活環境上に影響がある予測点の中に含めております。

騒音の総合的な予測結果については、表のとおりで、すべての予測地点において環境基準を下回り、周辺的生活環境への騒音の影響は少ないと想定されます。

なお、数値の右側の()の値については届出時点の数値となっております。住居が立地予定となっている店舗東側のC地点と西側のF地点については、夜間の環境基準値が超過していましたが、基準値内へ対策を行っております。

次のスライドは、夜間に関する騒音レベルの最大値の予測結果となります。

予測結果の数値については、表のとおりで、P2・P3・AF'・B・C・E'の予測地点において、設備騒音、走行騒音、車両ドア開閉音の規制基準を下回り、周辺的生活環境への騒音の影響は少ないと想定されます。

一方でDとFでは夜間における車両走行音の騒音レベルの最大値が規制基準を上回りますが、大店法上必要な対策については行っていると判断し、事業者には意見ではなく、留意・伝達事項として通知する予定です。

大店法上必要な対策の詳細については、次のスライドのサイン図のとおりです。

始めに、店舗東側の水色の駐車場部分につきましては、夜間の駐車制限をかけているエリアとなり、東側の住居予定地へドア開閉音などの騒音被害が発生しないよう配慮しております。また、駐車制限に付随して、駐車できるエリアを住居側から離れた場所に配置する対策を実施しているほか、敷地内での徐行やアイドリングストップなどについても路面・看板表示しており、

大店法上必要な対策を行っております。

なお、対策の内容については、大阪府及び、本日もご欠席されるということで柳原委員にもご確認をいただいております、後程ご説明する留意・伝達事項にて、事業者には通知を行う予定です。

届出書に記載されている騒音の対策については次のとおりです。

最後の○のとおり、「将来的に周辺の住居等の立地状況に変化が生じた場合や、周辺の住居の方々より騒音に関するご意見を頂いた場合には、必要に応じて対策を講じます。」と明記しており、住民説明会においても同じ内容の説明を行ったところです。

次に、廃棄物についてですが、6.24 m³の排出量予測に対して、7.5 m³保管できるようにしており、容量は満足しております。また、資料右下のとおり、排出される廃棄物の主たるものとしては、紙製廃棄物とプラスチック製廃棄物が多くを占めております。

対策としては、適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺の生活環境への影響に関して、市の基本計画に基づきリユース、リデュース、リサイクルに取り組む他、産業廃棄物については許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託を行い、保管につきましても「囲い」「看板」「飛散・流出等防止」「害虫対策」など、法令の保管基準を遵守します。

店舗から発生する悪臭による周辺の生活環境への影響に関する配慮につきましては、廃棄物保管施設は建物内とし、生ごみ等は冷蔵庫内で密閉して保管し、臭気の発生・拡散を防止するとしています。

その他の取組として、敷地内巡回と声掛け等により防犯に努める他、所轄警察署との連携や、未成年に対する大阪府青少年健全育成条例を遵守し、照明の設置による防犯対策、照明による光害への配慮等を実施し、枚方市屋外広告物条例・枚方市景観条例を守った施設とします。

最後に、設置者へ留意事項・伝達事項として通知する案については次のとおり整理しております。

上側の留意事項については、意見通知に付して書面に明記して事業者へ通知するものとなり、

①騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制基準を遵守すること。

②将来、店舗周辺に住宅や病院、福祉、学校、幼稚園、保育所、図書館等、静穏な環境が望まれる施設が出現する場合は、当該住宅及び施設についても、既設住宅等と同様に対応すること。 の2点で整理しております。

下側の伝達事項については、意見通知の際に、対面かつ口頭で事業者へ通知するものとなり、

①住居位置における等価騒音レベルが環境基準値を超過していた場合は、

速やかに対策を講じること。

②夜間営業の際には静穏を保つよう努めること。

③周辺住民から、騒音や悪臭など生活環境に係る苦情が寄せられた場合は、コミュニケーションを十分に図るとともに、必要に応じて、具体的な措置を実施することにより、適切な解決に努めること。

④営業開始後に、周辺住民からの苦情を容易に受けられるよう、窓口を設置して明示し、コミュニケーションを適切に図ること。

⑤営業開始後に、届出の予測地点における騒音レベルの実測値を計測し、市役所へ報告を行うこと。

⑥開業後は周辺の交通状況を注視し、慢性的な渋滞などが発生する場合は、関係機関と相談のうえ、対策を検討すること。

⑦出入口の利用において、車両の右折入退場が懸念されるため、左折の入退場を徹底させるとともに、必要に応じて対策を講じること。

⑧廃棄物については、法律を遵守し、分別保管や看板設置を行うとともに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物は混合しないよう、契約事業者及び従業員に対し、周知を徹底すること。の8点で整理しております。

なお、⑤で報告を受けた実測値については、次回の審議会でお示しし、専門家の皆様からご意見を伺いたいと考えております。説明は以上です。

○久会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○若井副会長 1点目として、自動車の走行騒音については予測の前提条件にもよりますが、近年EV車が増えてきており、発生源のパワーが大きく変わってきているため、苦情等が出るようであれば、日時などの状況データをあわせて記録しておく、以後の参考になると思います。

2点目は廃棄物についてです。現場サイドできちんと分別・整理しておかないと保管庫内で混在するため、現場の従業員に対しても分別の基本などに関する研修・講習を行うとともに、「何のために分別を行っているか」を説明してもらおうと、従業員も納得して以後の作業に取り組んでいただけたと思います。併せて、ごみの問題はSDGsにもつながることから、生活環境面のみならず、あらゆる環境面でごみを減らす大きな取り組みにもつながっているということを事業者へ伝えてほしいと思います。

最後に、将来、周辺に住宅ができるということでしたが、環境関係の問題は予防を原則とすることが大事であり、建設業者や入居される方へ事前説明をしていただければ、関係がこじれることなく、良い方向で設備面や車両走行に関する調整も進められると思います。

○久会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○大下委員 廃棄物について、届出上はごみの種類が何種類かあるため、おそらく廃棄物保管施設のスペースについても区切られていると思うが、店舗からは事業系一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物も出てくることから、区切りの詳細について教えてください。併せて、紙製廃棄物の中でも事業系一般廃棄物と産業廃棄物で分かれているのか、分かれている場合はどのような区分で分けられているのか教えてください。

もう1点は、保管容量7.5 m³に関して、排出量予測が6.24 m³であるが、店舗の営業時間が24時間・年中無休ということと、収集頻度を考えた際に、元旦などの収集されない期間が長期間続くケースを想定すると、保管容量は十分といえるのか教えてください。

○事務局 事業者からは、現在も廃棄物保管施設に関して検討を続けているとの報告を受けているところです。具体には、届出書の内容から、現状を加味して、容量を拡大することや、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の回収業者を分けることにより、廃棄物を適切に分別して回収する予定と報告を受けております。その他、対策にも記載のとおり、前提としてレジ袋、包装資源の削減に努めることや、紙性廃棄物の内、ダンボール等については専門業者に委託してリサイクルを行うということで、発生抑制及び分別を行うと認識しています。

保管容量7.5 m³で足りるか否かについては、現時点では容量の拡大について検討している段階であり、営業までに確定した結果の報告を受ける予定です。収集頻度に関するご懸念についてもあわせて事業者へ確認します。

○大下委員 承知しました。廃棄物の分別において、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混ざってしまった場合、全てが産業廃棄物になることもあるため、ルールをしっかりと作って分別を徹底することと、指導についてもしっかりと行っていただきたいと思います。

○久会長 届出の義務としては、廃棄物保管施設を確保して必要な容量を書くだけでよいものの、分別を行うには、もう少し詳細に7.5 m³をどのようにデザインして区切るのか、それに対して従業員がどのようにアプローチをするのかなど、質的な問題も注視する必要があります。

単に届出書に記載の排出予測を満たすだけで、適切な分別が行われるものではないため、事業者にはこの点を踏まえて検討いただくようお願いします。

また、資料内の騒音対策において、誘導サインを提示いただきましたが、枚方市では別途、景観のチェックをすることになっていると思います。

本件については、道路に面したところに店舗を案内するための赤い看板がつく予定になっていますが、景観を考えると、地の色を赤色とする必要性はないと思われるため、もう少し主張しない色をベースにするなどの配慮をいただければと思います。

○久会長 他はいかがでしょうか。

(発言無し)

○久会長 それでは、事務局からの留意事項・伝達事項に加えて、審議会としては、
①車両走行音に関して、近年、比較的静穏なEV車等が出てきていることから、予測上とは異なることも考えられるため、有事の際には実測値を記録すること
②騒音に関して、将来的に店舗周辺に住居等が開発・建築される場合においては、既に店舗があることを前提に、必要な予防的な措置を十分にとること
③廃棄物に関して、指導だけでなく、分別やSDGsなどの環境意識を従業員が持つための研修等を行うこと
④廃棄物保管庫に関して、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物をきちんと分別するためのスペースのデザインを行うとともに、従業員の活用についても考慮すること
⑤廃棄物の収集に関して、収集頻度と時期によっては容量が不足することも想定されるため、保管容量以上に廃棄物が溜まることのないよう配慮すること
⑥道路沿いの案内サインの地の色については、現状よりも抑えた色にするよう検討すること
の6点を口頭指導のなかに追加していただきたいと思います。
その他、口頭指導に関する意見はございませんか。

(発言無し)

○久会長 それでは、届出内容に係る大店立地法第8条4項の規定については、意見なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○久会長 異議なしと認めます。本件につきましては、「意見なし」と決定します。なお、答申につきましては、私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○久会長 続きます。案件の(2)「コーナンプロ枚方大峰店」について事務局よりご説明ください。

○事務局 それでは、次の審議案件となります「コーナン PRO 枚方大峰店」の説明を行います。資料を投影いたしますのでお待ちください。

はじめに、広域図をお示しします。

計画地の所在地は枚方市大峰南町 4040 番 7 となり、北側は国道 307 号となっております。

次に、設置者及び施設等の概要です。店舗面積は 1,595 m²、設置者は松原商事株式会社、小売業者はコーナン商事株式会社となります。

届出日は、令和 4 年 7 月 11 日で、新設予定日は令和 5 年 3 月 12 日となっております。

次に、届出書の縦覧期間、住民等意見書についてです。

本届出につきましては、令和 4 年 7 月 11 日に届出を受理後、令和 4 年 7 月 20 日～11 月 21 日まで届出書を縦覧しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、住民への説明会については、3 名の参加がありましたが、質疑や意見はございませんでした。

次のページは計画地周辺の見取り図となります。計画地の用途地域は準工業地域に指定されており、南側は工業専用地域に指定されています。

店舗の周辺には、北側に集合住宅、東側に併用住宅があり、南側・西側は店舗・事務所があります。

次に店舗の建物配置図について説明いたします。

店舗の北側・東側に駐車場 28 台、北東側に駐輪場 13 台と自動二輪車置き場 3 台があります。また、西側に廃棄物保管施設 8.1 m³、荷さばき施設 32 m²があります。

出入口は 2 箇所あり、北側と、東側にあります。

次のページは、店舗の立面図を示しており、北側立面図が、店舗正面となります。

次に施設の運営方法と配置についてですが、小売業者の開閉店時刻と荷さばき施設の使用時間帯については、午前 6 時から午後 9 時までとなります。駐車場については、午前 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで利用が可能となります。

駐車場は必要収容台数 28 台に対して小売店舗用 28 台を確保し、駐輪場については必要駐輪台数 13 台に対して小売店舗用 13 台を確保しております。

荷さばき施設は 32 m²を確保しており、廃棄物等保管施設は必要保管容量

7.4 m³に対して、8.1 m³を確保しています。

次のスライドは、必要駐車台数を算出したものです。

大店の指針に基づいた場合、55台が必要台数となりますが、類似する3つの既存店舗の実績をもとに必要台数を算出し、28台分を確保しております。指針よりも台数を少なくすることを認めた理由としては、当該計画施設は「コーナンPRO」業態での出店であり、建築業者や個人事業者を対象に、住宅建築資材・用品を専門に扱うことから、客層が限定され、一般のホームセンターに比べて、客数は少なく、1km東側にはコーナン野村店も立地していることや、資材等のスペースが店舗面積に大きく反映されるため、店舗面積と来客数比も少ない傾向にあるためです。

次に、来退店経路と交差点処理能力について説明いたします。

来退店経路については、図のとおりです。

交差点処理能力については、令和3年10月に平日と休日の2日間、5時～22時まで17時間連続で前面道路の国道307号の2地点の交差点で交通実態調査を実施し、現況の交差点飽和度を確認いたしました。また、既存店舗実績をもとに、1日の来店車両台数、ピーク時の来店客車両台数を予測し、将来の交差点飽和度を算定した結果、交差点飽和度は評価値となる0.9を下回り、交通流動に影響を及ぼすものではないと考えられます。

次に交通面に対する対策を説明します。

1つ目の□の駐車場・駐輪場については、ともに必要台数を確保しております。また、身障者用駐車スペースはエントランス近くに1台分を設けます。

来店車両の経路設定に関して配慮する事項としては、左折入庫・左折出庫となり、来店客には右折入出庫を禁止する看板や、路面標示と店頭掲示により、周知・誘導を図ります。

歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項としては、駐車場出入口に一旦停止の表示や看板を設置し、歩行者の安全確保を行います。

また、繁忙期には駐車場出入口に交通整理員を配置し、来退店客車両の誘導と、一般歩行者の安全確保に努めます。

作業員についても場内では、一旦停止及び場内徐行を厳守させるなど、安全運転に努めるよう指導を徹底する他、案内経路は点灯掲示による周知を実施いたします。

次に、騒音についてですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、駐車場の利用時間や空調用室外機換気ファンは午前5時30分から午後9時30分まで稼働し、荷さばき時間や廃棄物収集作業時間は午前6時から午後9時までとなっています。

騒音の種別については、定常騒音として設備騒音、変動騒音として荷さばき作業音、廃棄物収集作業音、自動車走行音、衝撃騒音としては、荷さばき

作業音、廃棄物収集作業音、自動車ドア開閉音が想定されます。

騒音発生源の位置については、図のとおりで、店舗北側と東側の住居を基に、大文字のアルファベット A、B、B' の 3 箇所を設定しております。

同様に敷地境界点として、小文字のアルファベットの a、b を設定しております。

騒音の総合的な予測結果と、夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果については、全ての予測地点と高さで、環境基準・規制基準値を下回っております。

店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関しては、条例に基づき、アイドリングを行わないように指導するほか、作業員の「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底し、お客様にも協力を呼びかけます。

また、設備機器については、低騒音型機器を導入するとともに、設備の定期メンテナンスによる異音防止を図るほか、屋外への BGM 放送についても行いません。

次に、廃棄物についてですが、当該店舗の実績より予測した結果、7.4 m³ の排出量予測に対して、8.1 m³ 保管できるようにしており、容量は満足しております。また、資料右下のとおり、排出される廃棄物の主たるものとしては、紙製廃棄物とプラスチック製廃棄物が多くを占めております。

適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺的生活環境への影響に関する配慮については、市の基本計画に基づきリユース、リデュース、リサイクルに取り組む他、産業廃棄物については許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託を行い、保管についても「囲い」「看板」「飛散・流出等防止」「害虫対策」など、法令の保管基準を遵守します。

また、搬入時の梱包材(こんぼうざい)は再利用につとめ、ペットボトル、空き缶、空き瓶については回収箱を設置し、資源リサイクルに努めます。

店舗から発生する悪臭による周辺的生活環境への影響に関する配慮については、廃棄物は屋内で密閉して保管し、臭気の発生・拡散を防止いたします。

その他の取組として、防災や防犯への協力や、周辺との街並みの調和を図るほか、照明による光害への配慮等を実施いたします。

また、苦情等があった場合には誠意をもって対応いたします。

最後に、設置者へ伝達事項として通知する案については次のとおり整理しております。

①開業後は周辺の交通状況を注視し、慢性的な渋滞などが発生する場合は、関係機関と相談のうえ、対策を検討すること。

②出入口の利用において、車両の右折入退場が懸念されるため、左折の入退場を徹底させるとともに、必要に応じて対策を講じること。

③廃棄物については、法律を遵守し、分別保管や看板設置を行うとともに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物は混合しないよう、契約事業者及び従業員に対し、周知を徹底すること。の3点で整理しております。説明は以上です。

○久会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○皆川委員 駐車場の台数の算定において、箕面坊島店・東大阪店・堺三宝店をあげていますが、これらの3店舗は同じコーナンPROの形態であり、各店舗の指針に当てはまる駐車台数予測の項目から大きな数値を抽出した結果であるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 ご理解のとおりです。

○若井副会長 繁忙時に交通整理員を配置するということですが、専門店であり、繁忙時とはいつを想定しているのか教えてください。一般の店であれば、正月や盆の時期を想定できるのですが、業界の方が多く利用するため、必要なときに必要なものを買いくるようには思います。いかがでしょうか。

併せて、交通整理員を配置するのであれば、例えば、開店の3日間や1週間などの営業開始から早い段階において、右折入出庫ができないことを来店者に学習してもらうことが大事ではないでしょうか。右折入出庫を禁止する看板の設置も重要ですが、来店客によっては見過ごして通過してしまうこともあるため、早期から来店者に意識づけを行って、個々に配慮いただいた方が、以後の店舗の周辺での交通混雑や渋滞がもう少し和らぐのではないかと、このことを事業者へ伝達してほしいと思います。

○事務局 事業者からは開業時に、来店者が多くなることが予想されると報告を受けております。

併せて、混雑緩和のため、通常よりも早い時間からオープンすることや交通整理員についても、オープン時の来客数が多くなる時期に配置することとしており、右折入退場についても誘導を徹底すること、渋滞が起きる場合には関係機関と協議を行うとの報告を受けています。

○大下委員 本件についても、廃棄物の分別を徹底してほしいと思います。
前の審議案件である（仮称）ラ・ムー一枚方養父店と異なる部分としては、他の店舗の実績により、駐車場の必要台数を計算しているのであれば、廃棄物の保管容量も他の店舗の実績をもとに出していることが考えられるため、改

めて、事業者には届出の保管容量で十分かどうかを検討したうえで設定してほしいと思います。

併せて、(仮称)ラ・ムー一枚方養父店の場合は、生ごみを冷蔵庫に入れて温度を下げることで発酵を防ぎ、臭気を軽減するということでしたが、(仮称)コーナンPRO一枚方大峰店においても夏場の臭気には特に配慮してほしいと思います。

○若井副会長 取り扱う物については、工業製品が多いため、廃棄物として、臭気が出るものは多くないと思いますが、臭気が出る場合には密閉容器に入れるなどの工夫をしてほしいと思います。

○事務局 駐車場の台数と廃棄物の保管容量については別個の算出方法のため、両者の因果関係はなく、廃棄物の保管容量については店舗面積をもとに、大規模小売店舗の指針値に基づき算出しています。

また、本件における廃棄物は副会長のご認識のとおり、工業用のものが多く、生ごみが出ることは少ないと事業者からは報告を受けておりますが、生ごみが出る場合には配慮するよう事業者にはお伝えします。

○若井副会長 生ごみについては、店舗で働いている従業員の弁当の廃棄物などが出てくることも考えられるため、少なくともポリ容器や密閉できる容器に入れるなどの努力をしてもらいたいと思います。

生ごみについて口頭指導を行う際には、併せて量的なものも含め、事業者を確認いただければと思います。

○久会長 ありがとうございます。駐車場の台数は指針の基準を満たさないのが既存店舗の実績で計算したが、廃棄物の必要容量は指針の基準を十分に満たすので指針値で算定したということでした。

○若井副会長 店舗周辺には住宅も散見されるため、周辺住民から意見等があれば対応していただくとともに、本件についても予防を原則としていただきたいと思います。

○久会長 本件の緑化計画について、図面では、緑地を緑で着色しているのですが、北東部では緑が長い距離で配置されていません。

駐輪場の北側に薄くてもよいから緑を植えたほうが、緑が無い部分が少なくなると思います。南側は店舗の裏側になることから、緑を植えても景観的な効果はないため、南側の分をもう少し北側に配置した方が、より緑を植えた景観的な効果が出てくると思います。

おそらく駐輪場の北側にも緑は入ってくると思われませんが、事務局には口頭にて伝達いただきたいと思います。

併せて、事務局へのお願いとなりますが、(仮称)コーナンPRO 枚方大峰店の廃棄物保管庫については、廃棄物ごとの区別が図面に記載されているが、(仮称)ラ・ムー一枚方養父店では図面では分からないため、今後の案件では、届出を受け付ける際に、ストックヤードをどのように区分されているかが分かるように、詳細な図面まで提出するよう指導してもらえると審議しやすいかと思えます。

○久会長 他はいかがでしょうか。

(発言無し)

○久会長 それでは、事務局からの留意事項・伝達事項に加えて、審議会としては、
①廃棄物に関して、生ごみが出る場合には臭気に気をつけること
②騒音に関して、周辺住居への予防を原則とすること
③交通に関して、左折の入出庫を徹底させるため、看板だけでなく、交通誘導員が来店客を誘導できるよう指導すること
④緑地の配置に関して、少量でも店舗周辺を囲うよう配置すること
の4点を口頭指導のなかに追加していただきたいと思います。
その他、口頭指導に関する意見はございませんか。

(発言無し)

○久会長 それでは、届出内容に係る大店立地法第8条4項の規定については、意見なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○久会長 異議なしと認めます。本件につきましては、「意見なし」と決定します。なお、答申につきましては、私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○久会長 本日の案件は以上となりますが、他に何かありますか。

○若井副会長 今後の予定について教えてください。

○事務局 本日はお忙しい中、お時間をいただきありがとうございました。
今後については数件の案件がありますが、委員の改選もあるため、改めて
連絡いたします。その他の連絡事項等はありません。

○久会長 ありがとうございました。
それでは、これをもちまして、令和4年度第2回枚方市大規模小売店舗立
地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上